

建設常任委員会資料
令和 7 年 6 月 17 日

河川・砂防事業について

土 木 部

目 次

第1章 河川事業について

1 河川の現況	5
（1）河川	5
（2）河川管理施設	6
2 河川整備の考え方	7
（1）ひょうご・人と自然の川づくり	7
（2）河川整備基本方針・河川整備計画	7
（3）総合治水の推進	8
3 減災のためのハード対策の推進	9
（1）河川の事前防災対策の推進	9
（2）津波対策の推進	13
（3）高潮対策の推進（兵庫県高潮対策10箇年計画）	13
（4）流域対策の推進	14
4 減災のためのソフト対策の推進	16
（1）減災対策の取り組み	16
（2）災害危険情報の発信	16
（3）防災知識の普及・啓発活動	17
（4）災害対応能力の向上	18
5 河川管理施設の適切な維持管理	19
（1）計画的・効率的な老朽化対策（ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画）	19
（2）河川管理施設の管理	20
（3）参画と協働による河川美化	21

第2章 砂防事業について

1 砂防の概要	23
（1）現況	23
（2）砂防事業の区分	24
2 山地防災・土砂災害対策等の推進	25
（1）第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7）	25
（2）令和7年度事業の概要	26
（3）六甲山系グリーンベルト整備事業	28
（4）砂防関係施設の老朽化対策（ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画）	29
3 減災のためのソフト対策の推進	30
（1）土砂災害警戒区域等の指定	30
（2）警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信	32
（3）防災意識の啓発	34

第1章 河川事業について

1 河川の現況

(1) 河川

面積 8,401km²、人口 531万人（R7.4.1現在）を有する県土には、97水系^{※1} 685河川、総延長 3,494kmの河川法が適用される河川があり、このうち 678河川^{※2}、3,311kmを県が管理している。

※1 河川は上流部から小さな河川が合流し、この合流を繰り返しながら徐々に海へ向かうに従い、大きな河川になっており、これら一群の河川を合わせた単位を「水系」と呼ぶ。

※2 県内685河川から、全川直轄管理の5河川及び、全川神戸市管理の2河川を除いた河川数

【県内河川の状況（河川法適用河川）】

（令和7年4月1日現在）

区分	水系名	河川数	延長 (km)	管理区間 (km)		
				国	県	神戸市
一級河川	由良川	18	76	—	76	—
	淀川	33	124	32	92	—
	円山川	99	504	40	464	—
	加古川	130	778	41	737	—
	揖保川	47	291	67	224	—
	5水系計	327	1,773	180	1,593	—
二級河川	92水系	358	1,721	—	1,718	3
合計	97水系	685	3,494	180	3,311	3

県管理河川の改修率[※] 60.2%（令和6年度末現在）

※ 改修済の定義 … ア、イに相当する降雨を流下させることが可能な区間

ア：流域面積 200km²以上の河川（武庫川、市川等 14河川） →概ね30年に1度の降雨

イ：〃 未満の河川（上記以外の河川） →概ね5～10年に1度の降雨

【河川の区分】

区分	管理者	定義
一級河川		国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、国土交通大臣が指定した河川
	国土交通大臣（直轄管理区間）	重要度が高い区間（国土交通大臣が指定した区間以外）
	県知事（指定区間）	国土交通大臣が指定した区間
二級河川		一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があり、県知事が指定した河川
	県知事	県知事が指定した区間以外
	政令指定都市の長（指定区間）	県知事が指定した区間
準用河川	市町長	一級河川及び二級河川以外の法定外河川で、市町長が指定し管理する河川（河川法を準用）
普通河川	市町長	一級河川、二級河川及び準用河川のいずれにもあたらない河川で、河川法を適用又は準用されないもの

(2) 河川管理施設

① ダム

県では、治水と利水等を兼ね備えた多目的ダム15ダム、治水ダム6ダムの計21ダムを管理している。このうち、3ダム（引原ダム、生野ダム、青野ダム）ではゲート操作による洪水調節を行っている。

区分	洪水調節方式	ダム名	水系	河川名	市町名	完成年度
多目的ダム	ゲート	引原ダム	揖保川	引原川	宍粟市	S32年度
		生野ダム	市川	市川	朝来市	S47年度
		青野ダム	武庫川	青野川	三田市	S62年度
	自然調節	安室ダム	千種川	安室川	上郡町	H3年度
		三宝ダム	由良川	大谷川	丹波市	H6年度
		大日ダム	三原川	大日川	南あわじ市	H9年度
		牛内ダム		牛内川		H9年度
		大路ダム	円山川	大路川	朝来市	H10年度
		成相ダム	三原川	成相川	南あわじ市	H11年度
		北富士ダム		北富士川		H11年度
		但東ダム	円山川	横谷川	豊岡市	H18年度
		石井ダム	新湊川	烏原川	神戸市	H20年度
		みくまりダム	加古川	三熊川	丹波篠山市	H21年度
		与布土ダム	円山川	与布土川	朝来市	H26年度
		栗柄ダム	由良川	滝の尻川	丹波篠山市	H26年度
治水ダム	自然調節	諭鶴羽ダム	三原川	諭鶴羽川	南あわじ市	S49年度
		菅生ダム	夢前川	菅生川	姫路市	S53年度
		天王ダム	新湊川	天王谷川	神戸市	S55年度
		安富ダム	揖保川	林田川	姫路市	S60年度
		長谷ダム	千種川	長谷川	たつの市	H3年度
		金出地ダム	千種川	鞍居川	上郡町	H30年度

② 排水機場・水門等

上記のダムに加え、排水機場、水門・堰、調節池、樋門・陸閘、矢板護岸、雨量・水位計等も管理している。

主な施設	箇所数
排水機場	36 箇所
水門・堰	43 箇所
調節池	4 箇所
樋門・陸閘	989 箇所
雨量・水位計	331 箇所



松島排水機場（尼崎市）

2 河川整備の考え方

(1) ひょうご・人と自然の川づくり

「治水・利水」「生態系」「水文化・景観」「親水」の四つを柱とする『“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針(平成8年5月)』に基づき、“人と自然が共生する川づくり”を進め、「新たな躍動が広がる兵庫」の実現に向け基盤づくりに取り組む。

河川は生物の貴重な生息・生育空間であることから、河川改修の際には貴重種を含む水生生物等の保全に努めるとともに、景観や親水等にも配慮した整備に努めている。



親水施設整備 有馬川（神戸市北区）



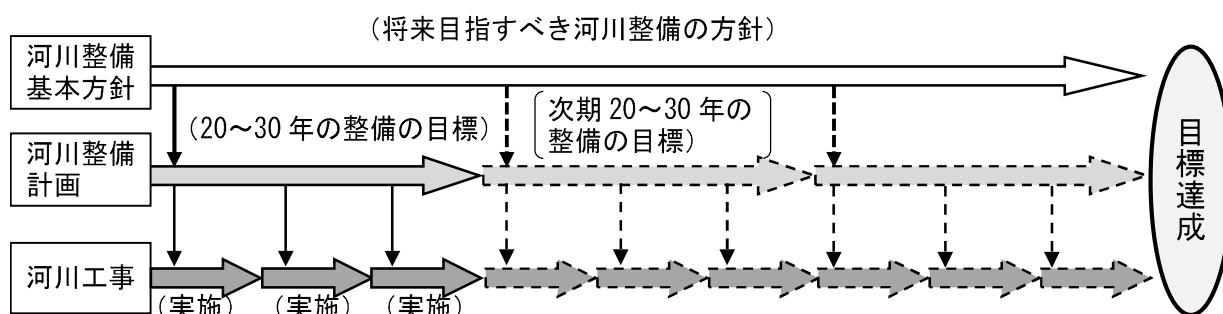
みお筋の再生 武庫川（丹波篠山市）

(2) 河川整備基本方針・河川整備計画

「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」のもと、将来目指すべき河川整備の方針である「河川整備基本方針」を水系毎に策定している。

また、この「河川整備基本方針」に基づき今後20～30年の整備目標と内容を定めた「河川整備計画」を策定し、計画的な整備に取り組んでいる。

【河川整備基本方針・河川整備計画と河川工事の関係】



① 河川整備基本方針の策定状況（令和7年4月1日現在）

ア 一級水系（国土交通省が策定）

5水系全てについて策定済。

水系数	水系名
5	淀川水系、加古川水系、揖保川水系、由良川水系、円山川水系

イ 二級水系（県が策定）

52水系について策定済。引き続き残る水系について策定を進める。

水系数	水系名
52	武庫川、明石川、市川、夢前川、千種川、矢田川、岸田川、三原川、洲本川 等

② 河川整備計画の策定状況（令和7年4月1日現在）

ア 一級水系（県管理区間）

県下5水系について、地域特性を考慮し10圏域に分割して策定済。

圏域数	圏域名
10	淀川水系：神崎川圏域、猪名川圏域 加古川水系：下流圏域、中流圏域、丹波圏域 揖保川水系：揖保川圏域 由良川水系：竹田川圏域 円山川水系：下流圏域、上流圏域、出石川圏域

イ 二級水系

33水系について策定済。

水系数	水系名
33	武庫川、東川、明石川、法華山谷川、市川、夢前川、千種川、矢田川、岸田川、三原川、洲本川 等

（3）総合治水の推進

県では、平成24年に都道府県初となる「総合治水条例」を施行し、条例に基づく「地域総合治水推進計画」を策定して、総合治水に取り組んでいる。

① 総合治水の取り組み

河川や下水道を整備する「ながす」対策に加えて、校庭、田んぼ、ため池などを活用して、雨水を一時的に貯留・浸透させる「ためる」対策、浸水が発生した場合でも被害を軽減する「そなえる」対策を組み合わせ、流域全体で取り組んでいる。

【総合治水の取り組み】

河川下水道対策 「ながす」	流域対策 「ためる」	減災対策 「そなえる」
・河川改修 ・下水道整備	・利水ダムやため池の治水活用 ・校庭貯留 ・田んぼダム 等	・浸水想定区域図作成・公表 ・水位や雨の情報提供 ・防災学習 等

② 地域総合治水推進計画

県内を11地域に区分し、地域ごとに「地域総合治水推進計画」を策定して総合治水を推進。平成24～26年度の策定から概ね10年が経過したため、令和6年度に改定した。



3 減災のためのハード対策の推進

(1) 河川の事前防災対策の推進

平成 30 年 7 月豪雨や令和 5 年台風 7 号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、事前防災対策として河川改修等の推進や既存ダムの有効活用を推進している。

① 河川改修等の推進

流下能力を向上させる河道対策や都市部の浸水被害を軽減させる洪水調節施設整備を推進している。

【主な事業箇所】

区分	河川名（市町名）	主な事業内容	令和 7 年度の主な取り組み
河道対策	武庫川 （尼崎市、西宮市、宝塚市）	護岸整備、河床掘削、橋梁架替、床止改築	護岸整備、河床掘削、床止改築、潮止堰撤去
	猪名川（川西市）	築堤、護岸整備、河床掘削、橋梁架替	護岸整備、河床掘削、橋梁架替（旧橋撤去）
	明石川（明石市）	JR 橋梁改築、河道拡幅	JR 橋梁改築（橋台設置、橋脚設置）
	加古川（西脇市）	河床掘削	河床掘削
	市川（姫路市）	築堤、護岸整備、河床掘削、樋門改築	河床掘削
	千種川（赤穂市）	護岸整備	護岸整備
	円山川（朝来市）	築堤、護岸整備、橋梁架替、井堰改築	井堰改築
洪水調節施設整備	つとがわ 津門川（西宮市）	地下貯留管整備 流入・放流施設整備	放流施設整備

整備状況



護岸整備、3号床止改築
武庫川（尼崎市・西宮市）



JR 橋梁改築
明石川（明石市）



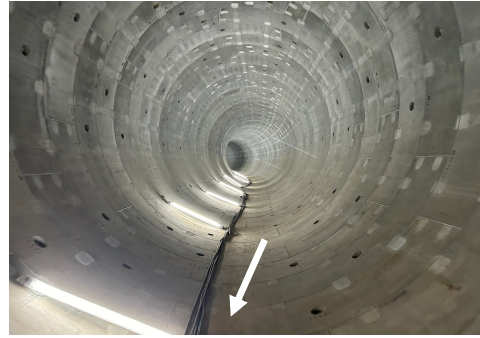
河床掘削 加古川(西脇市)



河床掘削 市川(姫路市)



護岸整備 千種川(赤穂市)



地下貯留管整備 津門川(西宮市)

トピックス①

河川整備による事業効果(令和6年5月28日豪雨)

杉原川では、令和5年5月に和田井堰の改築が完了しました。令和6年5月28日の出水では、平成25年の出水を上回る規模の雨量を記録しましたが、浸水被害は発生しませんでした。



② 既存ダムの有効活用

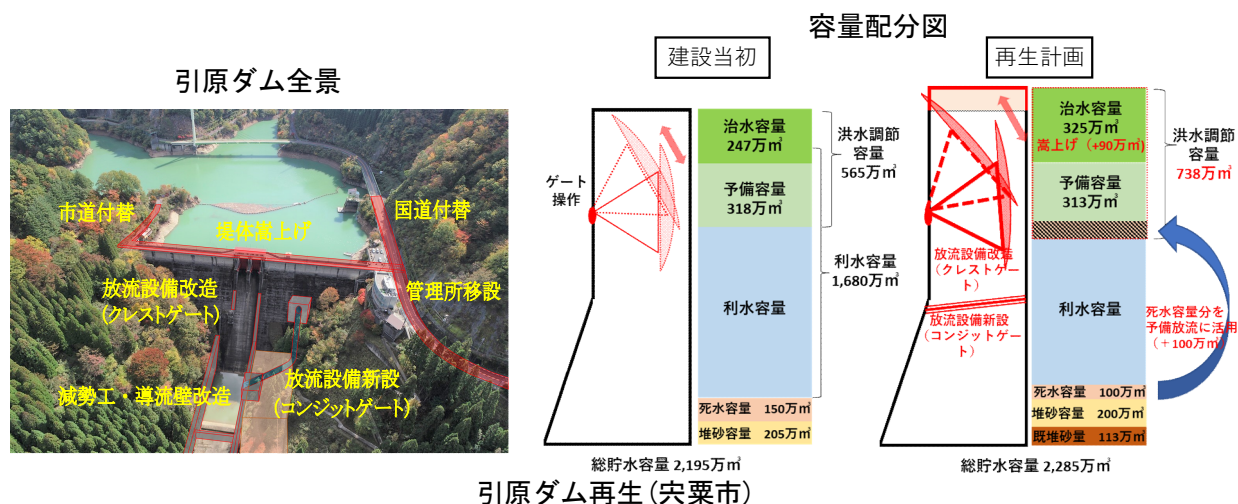
ア ダム再生等事業

既存ダムの機能を最大限活用するため、引原ダムの堤体嵩上げ等によるダム再生事業を進めている。また、令和4年から神戸市の水道用の千苅ダムを治水にも活用する試行運用を開始するなど、洪水調節機能を強化している。

【事業箇所】

ダム名	所在地	種類	管理者	治水活用容量※	令和7年度の取り組み
ひきはら 引原ダム	宍粟市	治水	兵庫県	190 万 m ³	仮設工（仮設構台等）

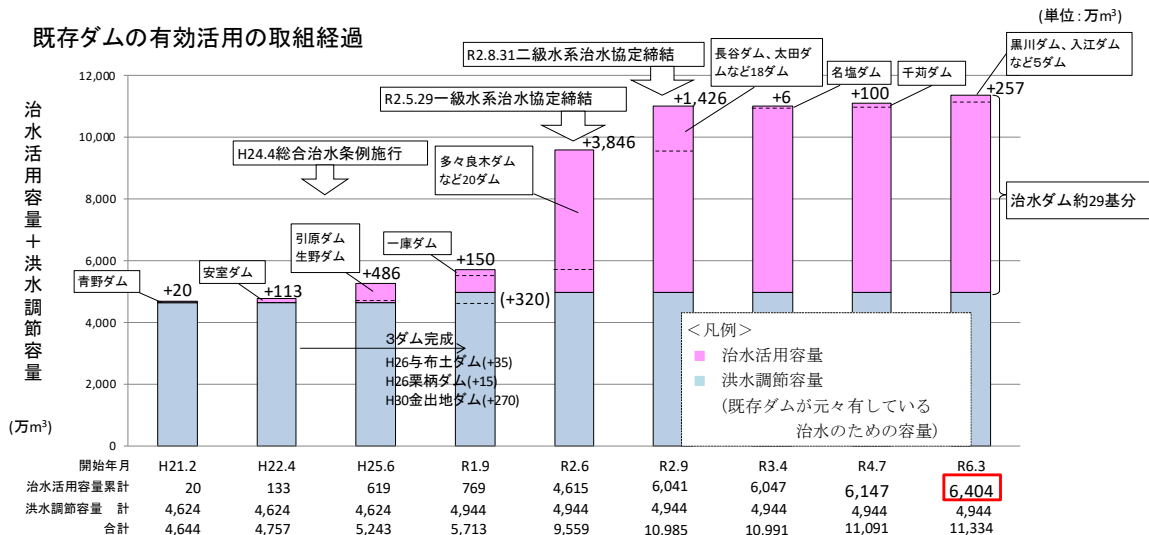
※治水活用容量：治水容量の拡大や利水容量の一部を治水容量として活用する容量



イ 事前放流等の取り組み

既存ダムの利水容量の事前放流や期間放流は、多くのコストをかけずに効果が得られる有効な治水対策であり、平成21年から青野ダムで事前放流の取り組みを開始した。

その後、利水容量を持つ45ダムで利水者と治水協定を締結するなど取り組みを拡大し、これまでに50ダムで約6,400 万 m³の治水活用容量を確保した。今後、さらなる事前放流等の拡大に向け、利水者等と協議を進める。



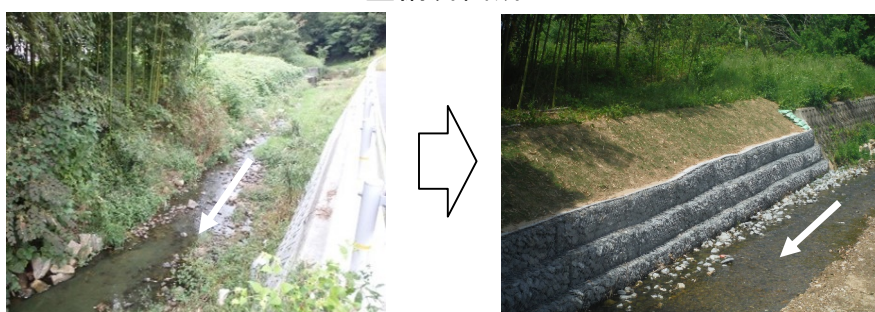
③ 中上流部治水対策の推進

河川の中上流部で、近年に浸水が発生した箇所や、家屋等に浸水のおそれがある箇所において、上下流バランスに配慮しながら、堤防かさ上げ等の局所的な対策を推進している。

【主な事業箇所】

河川名（市町名）	令和7年度の主な取り組み
八木川（養父市）	堤防かさ上げ
㊦竹安川（丹波市）	護岸整備
ようぎ 養宜川（南あわじ市）	護岸整備

整備済箇所



護岸整備 大島川（小野市）

④ 堆積土砂撤去の推進

人家等が密集する地区や、放置すれば更なる土砂堆積が見込まれる河川合流点付近等で、堆積土砂撤去等を推進している。

【主な事業箇所】

河川名（市町名）	令和7年度の主な取り組み
明石川（神戸市）	堆積土砂撤去、樹木伐採
庄下川（尼崎市）	堆積土砂撤去
はず 波豆川（三田市）	堆積土砂撤去
杉原川（多可町）	堆積土砂撤去

整備済箇所



堆積土砂撤去 明石川（神戸市西区）

（２）津波対策の推進

南海トラフ地震は、令和 7 年 1 月に「今後30年以内の発生確率が80%程度」に引き上げられるなど、その対策は喫緊の課題となっている。この地震による津波に備えるため、「発生頻度が高い津波（レベル 1 津波）」と「最大クラスの津波（レベル 2 津波）」の 2 つのレベルの津波を対象に、水門整備などの津波対策を推進してきた。

令和 6 年 9 月に本庄川水門（南あわじ市）が完成するなど、南海トラフ地震に対する河川のハード対策は完了した。今後は防災情報の発信などソフト対策を継続する。



本庄川水門（南あわじ市）



本庄川水門完成式典

（３）高潮対策の推進（「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」（令和元年度～10 年度））

大阪湾沿岸で既往最高潮位を記録した平成 30 年台風第 21 号等を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から高潮対策を推進している。

なお、台風第21号で浸水し、緊急対策箇所に位置付けた高橋川（神戸市）及び宮川（芦屋市）の整備は完了した。

【事業箇所】

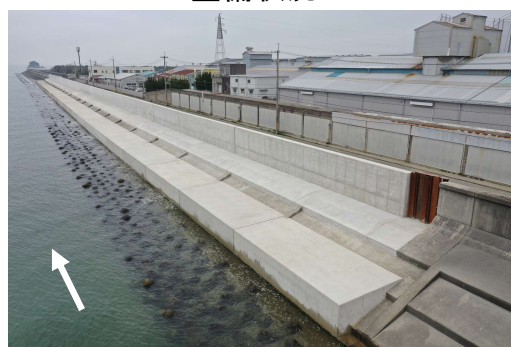
河川名（市町名）	令和 7 年度取り組み
千種川（赤穂市）	防潮堤の補強

整備済箇所



防潮堤のかさ上げ 高橋川（神戸市東灘区）

整備状況



防潮堤の補強 千種川（赤穂市）

(4) 流域対策の推進

既存ダムの有効活用に加え、ため池の治水活用や校庭・公園貯留などの流域対策を市町や農林水産部、教育委員会等との協力のもと推進しており、令和6年度末現在で、約1,240万m³の雨水貯留容量を確保している。

① ため池の治水活用

ため池の治水活用を所有者・管理者に働きかけ、総合治水条例に基づく指定貯水施設等^{*}の指定を進めるとともに、ため池の治水活用に必要な費用の支援や施設改良を行い、ため池の事前放流等の取り組みを推進している。

ア 指定貯水施設、指定雨水貯留浸透施設の指定

将来にわたって流域対策の効果を確保するため、ため池を総合治水条例に基づく「指定貯水施設」や「指定雨水貯留浸透施設」に指定する。

※「指定貯水施設」：あらかじめ利水容量を放流して洪水を貯留する施設

「指定雨水貯留浸透施設」：治水容量を有する施設

【指定状況】

	～H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指定箇所数	47	18	55	97	92	42	71	103
累 計	47	65	120	217	309	351	422	525

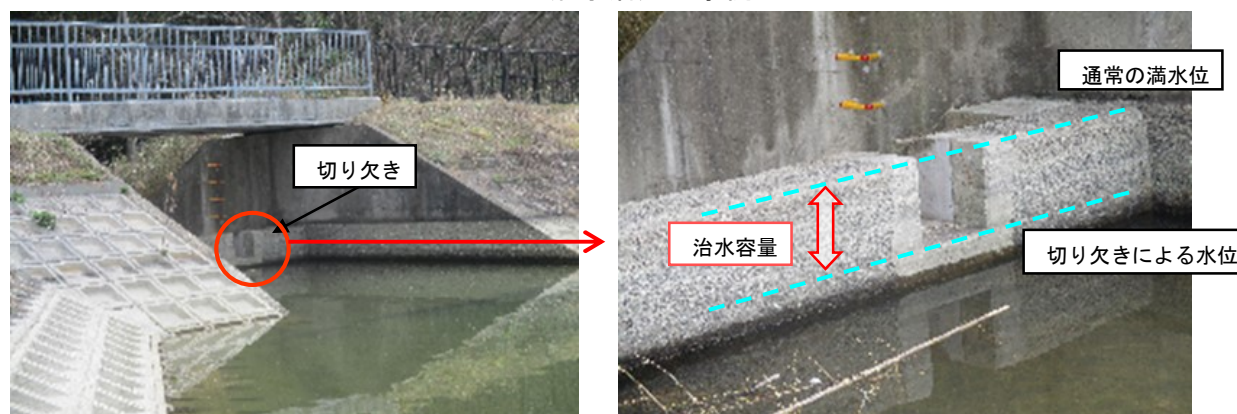
イ ため池の治水活用支援

ため池の期間放流の取り組みを拡大するため、農林水産省の補助事業（水利施設管理強化事業）を活用し、ため池の施設操作・点検・清掃等の費用を支援している。

【補助制度の概要】

	水利施設管理強化事業
対象ため池	1,000m ³ 以上の雨水貯留容量を確保するため池
負担割合	国50%、県25%、市町25%
助 成 額	35,000円×1～2ヶ月／年
取り組み期間	出水期（6～10月）の1～2ヶ月
要 件	指定貯水施設、指定雨水貯留浸透施設に指定済または指定見込み

ため池治水活用の事例



口無池（明石市）

② 校庭・公園貯留

県民や市町等の主体的な取り組みにつなげるため、県有施設において校庭貯留等の雨水貯留浸透施設整備を推進している。

校庭貯留の事例



平常時の状況



大雨時の状況

県立北摂三田高校（三田市）

4 減災のためのソフト対策の推進

(1) 減災対策の取り組み

災害時に県民の的確な避難判断・行動、市町の水防活動及び避難指示の発令等を支援するため、県では、災害危険情報の発信、防災知識の普及・啓発活動等の減災対策を推進している。

(2) 災害危険情報の発信

① 県民への情報発信

ア 避難に必要な情報等を掲載したCGハザードマップの発信

河川水位や雨量、河川のライブカメラ画像等のリアルタイム情報に加え、洪水浸水想定区域などの情報をCGハザードマップで発信している。

イ 河川水位・雨量情報

河川水位198箇所・雨量302箇所のリアルタイム情報をインターネット(川の防災情報)で発信するとともに、一部の河川水位(75箇所)をNHKに提供し、テレビのデータ放送でも発信している。

ウ 河川ライブカメラ画像

河川水位やダム、水門等の状況を視覚的に確認できるよう、河川ライブカメラ画像(332箇所)をインターネット(川の防災情報)で発信するとともに、一部の画像(CCTVカメラ19箇所)をNHKに提供し、テレビのデータ放送でも発信している。

エ 洪水浸水想定区域等

洪水氾濫による人的被害の軽減を目的とした水防法に基づき、想定最大規模降雨(1/1,000年確率規模以上)による①洪水浸水想定区域、②浸水継続時間、③家屋倒壊等氾濫想定区域等を、県内680河川で公表している。

オ 河川管理者(県)と神戸地方気象台が共同で発表する洪水予報

武庫川、市川、千種川の3河川では、洪水のおそれがある場合に、県が気象台と共同で洪水予報を発表し、報道機関の協力も得て一般県民に周知している。

カ 河川親水施設利用者への注意喚起

親水施設を有し、急激な水位上昇が想定される20河川118箇所、大雨注意報の発表と連動して回転灯が作動する「増水警報システム」を設置し、注意喚起を行っている。特に、平成20年に水難事故が発生した都賀川では、大雨注意報発表時に回転灯や電光掲示板、スピーカー(5箇所)からの放送による注意喚起を行うほか、出入口ゲートを閉鎖するなど安全対策を実施している。



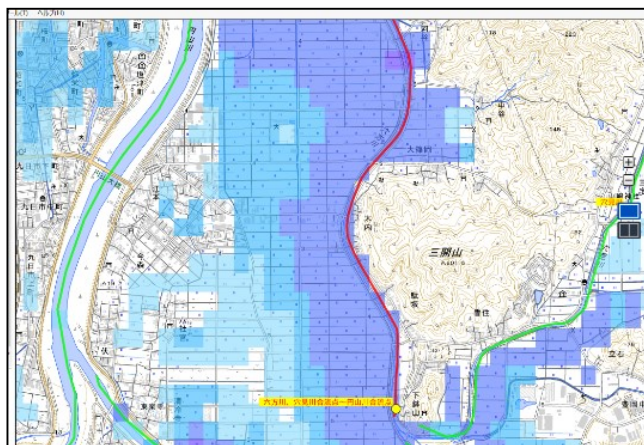
電光掲示板(甲橋)
(増水時の状況)

② 市町等への情報伝達

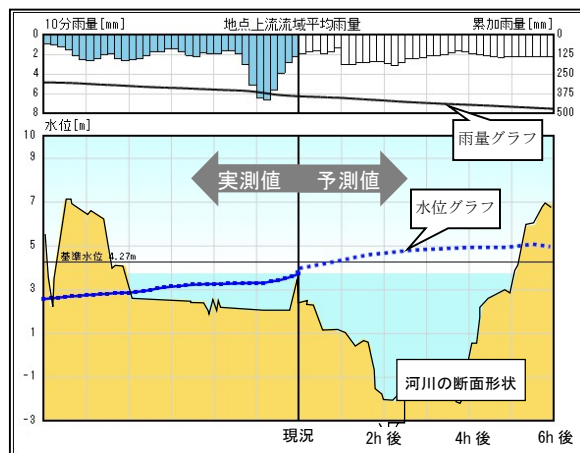
市町長が行う避難指示の発令等を支援するため、氾濫予測情報の配信や河川情報ホットラインの取り組みを行っている。

ア 氾濫予測情報

市町が避難指示発令の判断や水防活動に活用できるよう、河川の水位や氾濫状況について6時間先までの予測を行い、市町へ配信している(令和2年～)。



氾濫状況(イメージ図)



水位グラフ及び断面図(イメージ図)

イ 河川情報ホットライン

河川の状況、水位変化、今後の見通し等を必要に応じて河川管理者(各土木事務所長等)から市町長等へ直接電話等で伝える「河川情報ホットライン」を構築し、出水時には市町との情報共有を図っている(平成29年度～)。

(3) 防災知識の普及・啓発活動

① 出前講座等の実施、CGハザードマップの普及

小学生や自治会など一般県民を対象に出前講座の実施や、小中学校・高校等へ防災教育資料集を提供している。また、広報紙・テレビ・ラジオ等を通じてCGハザードマップのPRを実施している。



出前講座(総合治水企画展)
総合治水模型実験
(東播工業高校製作の模型を活用)



出前講座(総合治水企画展)
浸水歩行体験



小中学校・高校等へ
防災教育資料集の提供

県民の皆様は総合治水について関心を持っていただけるよう、「知ろう！学ぼう！総合治水展」を開催しています。

総合治水の役割や取り組みを紹介したパネル等を展示するとともに、県内の高校と連携して製作した「ためる」対策の効果を見える化した模型による実験なども行います。

1. 開催期間

令和7年6月7日（土）～29日（日）

2. 場所

県立 人と自然の博物館



(4) 災害対応能力の向上

① 円滑な水防活動に向けた取り組み

ア 水防情報伝達演習の実施

水防時に情報共有が確実に行われるよう、市町、警察、消防、建設業者等と連携した水防情報伝達演習を毎年実施している。

(令和7年5月20日～21日)

演習では、河川管理者から市町長等へのホットライン演習も実施している。



水防情報伝達演習

イ 水防技術講習会の実施

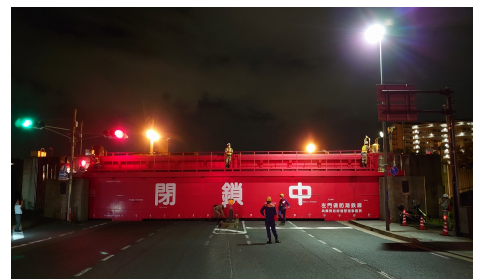
水防技術の向上を図るため、県・市町職員、消防団員を対象に、技術講習会を毎年実施している。(令和7年5月30日)



水防技術講習会（釜段工作り）

ウ 門扉等の点検及び操作訓練の実施

水防時に操作が必要な水門、樋門、門扉等の点検を行うとともに、閉鎖手順や態勢を確認するため操作訓練を毎年、出水期までに実施している。



操作訓練（左門橋防潮鉄扉）

5 河川管理施設の適切な維持管理

(1) 計画的・効率的な老朽化対策

(「ひょうごインフラ・メンテナンス 10 箇年計画」(令和 6 年度～15 年度))

社会基盤施設の老朽化の割合が急増することを踏まえ、定期的に、点検を実施し、適時適切な修繕や更新により、計画的・効率的な老朽化対策を推進している。

【施設総数及び10年間で老朽化対策に取り組む対象施設】

施設名	単位	施設 総数	対象 施設数	令和 7 年度の主な取り組み
排水機場	箇所	36	36	倭文川排水機場(南あわじ市)【排水機場更新】
水門・堰	箇所	43	42	西汐入川水門(姫路市)【扉体更新】
樋門・陸閘	箇所	989	989	点検等
矢板護岸	km	94.5	4.1	旧左門殿川(尼崎市)【修繕】
ダム管理施設	箇所	21	21	菅生ダム(姫路市)【管理制御設備更新】
地下河川 ・トンネル河川	km	33.9	7.8	宇治川等【修繕】

整備状況



新川・東川統合排水機場（西宮市）



老朽化対策（被覆防食）



被覆防食の作業状況

入貫川矢板護岸（南あわじ市）

(2) 河川管理施設の管理

ダム、排水機場・水門、樋門・樋管等では、出水の際に確実に操作が行えるよう動作確認等の点検を実施するなど、適切な維持・日常管理を行っている。

また、堤防・護岸等については、治水上の重要度（A～C区間※）に応じ区間ごとに頻度を定めて点検を実施し、施設の健全性を確認している。令和4年度からは、治水上最も重要なA区間について点検前に草刈りを行い、管理水準の向上を図っている。

※治水上の重要度に応じた点検の頻度

A区間(盛土構造の堤防・人家密集等、氾濫時の影響が特に大きい) : 年1回実施

B区間(人家連担等、氾濫時の影響が大きい) : 3年に1回実施

C区間(山間部等、氾濫時の影響が軽微) : 変状の通報等により必要に応じ実施



樋門点検
矢野川(相生市)



取水ゲート点検
菅生ダム(姫路市)



河川堤防の点検前除草
万願寺川(加西市)

トピックス③

堤防除草の負担軽減に向けた取り組み

少子高齢化に伴う担い手不足により、地元住民による除草作業が困難になってきています。除草作業の負担軽減に向け、低草丈種への植生転換を図る試験施工を実施します。

＜ 実施内容 ＞

- ① 低草丈種（ムカデシバ）を豊岡市内の3河川約5,000m²で、表土置き換えの有無、植える時期を変えるなど様々なパターンで施工
- ② 低草丈種（ムカデシバ）を施工後、モニタリング調査（活着、育成状況、雑草混入状況等）を実施

＜ 効果 ＞

雑草の侵入が抑制される化学物質を放出することや、草丈が約20cm程度であるため、除草頻度が低減



国管理河川の植生転換の施工事例：改良シバ

（３）参画と協働による河川美化

良好な河川環境を形成するため、市町や地域住民等と連携して除草や清掃等の河川美化活動を実施している。

【地域住民との連携事業】

区分	主体	令和7年度予定
川のクリーン作戦	県と市町	36市町
河川愛護活動	地域住民	約700団体 河川愛護月間（7月）を中心に活動
ひょうごアドプト	自治会、ボランティアグループ、企業等	約150団体



川のクリーン作戦
水田川（播磨町）



ひょうごアドプト
朝霧川（明石市）

トピックス④

(公財)日本河川協会から河川功労者賞を受賞(令和7年度)

1. 令和7年河川功労者表彰式

日時：令和7年6月4日(水)

場所：砂防会館別館(東京)

2. 受賞者名称

南あわじ市立三原中学校 理科部



活動状況

3. 功績内容

昭和40年中頃以降、50年を超える長きにわたり、二級河川三原川水系成相川および諭鶴羽川において、蛍の保護・繁殖活動を行うとともに、地域住民を交えた「鑑蛍会」を開催するなど啓発活動を継続し、河川環境学習や河川環境の保全に貢献しました。

トピックス⑤

青野ダム 地酒の貯蔵・熟成

青野ダムへの「ひょうご北摂の地酒」の蔵入れ式を開催しました。監査廊(維持管理用の堤体内の通路)は、一年を通じ温度が16℃程度と一定であり、暗所のため紫外線が当たらず、お酒の貯蔵・熟成に最適な環境です。今後、貯蔵・熟成を経て、令和7年9月頃に蔵出しを行います。出来映えや味わいに期待しています。

1. 「ひょうご北摂の地酒」の蔵入れ式

日時：令和7年3月5日(水)

場所：青野ダム(三田市加茂)

2. 参加酒造

- ・伊丹^{おいまつ}老松酒造株式会社(伊丹市)
- ・岡村酒造場(三田市)
- ・小西酒造株式会社(伊丹市)



第2章 砂防事業について

1 砂防の概要

近年は地球規模の気候変動の影響もあり、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨、令和5年台風第7号など全国的に土砂・流木災害が激甚化・頻発化している。

このため山地が県土の7割を占める本県では、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき、県民の生命を守るため、砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設等の整備によるハード対策を強力に進めている。加えて、県民の自主避難や市町の警戒避難体制の整備等を支援する「減災のためのソフト対策」にも取り組み、ハード・ソフトを両輪とする総合的な土砂災害対策を推進している。

(1) 現況

県内には、土石流等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある「土砂災害警戒区域」は21,536箇所あり、このうち、保全対象人家5戸以上などの砂防関係施設の事業要件を満たす要整備箇所は9,880箇所ある。整備済は3,477箇所、整備率は35.2%となっている。

【砂防関係施設の整備状況】

(令和7年4月1日現在)

区分	土石流対策	地すべり対策	がけ崩れ対策	合計
事業要件	5戸以上の人家等に被害が生ずるおそれがある。	河川や人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがある。	傾斜度30度以上かつ高さ5m以上のがけ地で、5戸以上の人家等に被害が生ずるおそれがある。	
要整備 (a)	4,575 箇所	356 箇所	4,949 箇所	9,880 箇所
整備済 (b)	1,910 箇所	184 箇所	1,383 箇所	3,477 箇所
整備率 (b)/(a)	41.7 %	51.7 %	27.9 %	35.2 %
【参考】 未整備R区域	1,143 箇所	—	3,011 箇所	4,154 箇所

「土石流」：溪流の土石が水と一体となって一気に流出する現象

「地すべり」：地下水等に起因して地面全体がゆっくりとすべり出す現象

「がけ崩れ」：急な斜面が崩壊する現象

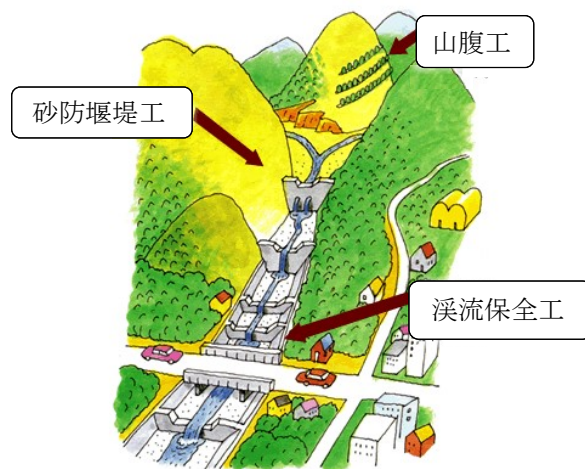
(2) 砂防事業の区分

① 砂防事業

砂防事業は、砂防堰堤などにより土石流を受け止めるとともに、荒廃した山地からの土砂の流出を抑制することで、下流域への土砂災害を防止するものである。

県下では、明治28年に武庫川及び夢前川流域で「山腹工」、「砂防堰堤工」などの県営砂防工事が初めて実施された。その後、明治30年に施行された「砂防法」に基づき砂防堰堤等の整備を実施している。

また、六甲山系では、昭和13年災害(阪神大水害)を契機として、国土交通省の直轄事業が進められている。

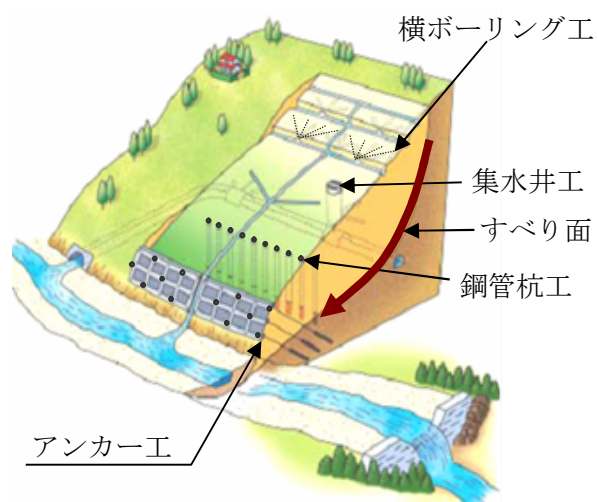


① 砂防事業

② 地すべり対策事業

地すべり対策事業は、地すべり活動の誘因となる地下水を区域外へ流す地下水排除工(集水井工、横ボーリング工)、地すべりの動きを抑える抑止工(鋼管杭工、アンカー工)などの工事を行うものである。

地すべり対策事業は、昭和33年に施行された「地すべり等防止法」に基づき実施している。

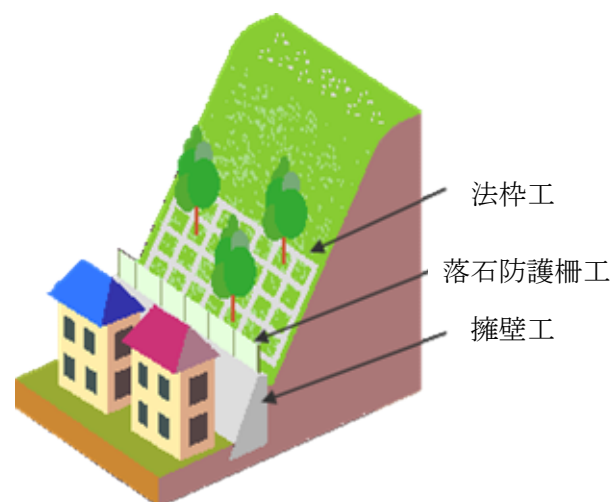


② 地すべり対策事業

③ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業は、自然斜面のがけ崩れから人命を守るため、斜面の地形・地質等の現場条件に応じ、擁壁工や法枠工等の工事を行うものである。

急傾斜地崩壊対策事業は、昭和44年に施行された「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき実施している。



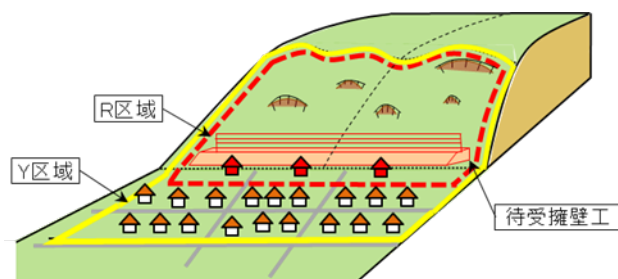
③ 急傾斜地崩壊対策事業

2 山地防災・土砂災害対策等の推進

(1) 第4次山地防災・土砂災害対策計画(R3～R7)

令和3年度からの「第4次山地防災・土砂災害対策計画」では、これまでの計画に引き続き、人家保全対策として、次の対策を優先的に進めている。

① R区域内に人家がある箇所

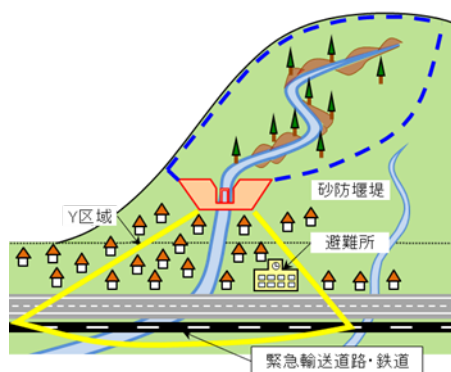


② 土砂・洪水氾濫対策を進める箇所

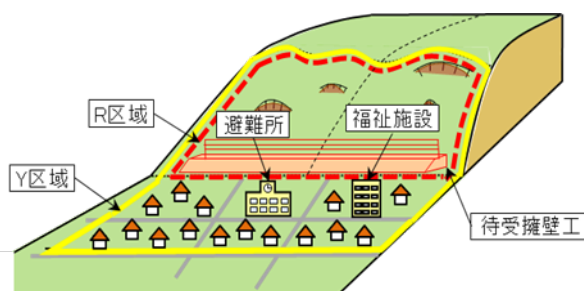


③ 緊急輸送道路など

重要な公共施設がある箇所



④ 要配慮者利用施設がある箇所



【第4次山地防災・土砂災害対策計画】(土木部所管分)

(箇所)

計画: R3～R7		R3	R4	R5	R6	R7	合計
人家等 保全対策	公共	47	59	59	42	42	249
	県単	18	18	18	8	8	70
	計	65	77	77	50	50	319

なお、令和8年度からは引き続き「第5次山地防災・土砂災害対策計画」により対策を進めることとしており、令和7年度中に計画を策定する。

(参考) これまでの「山地防災・土砂災害対策計画」の実績: 737箇所

第1次計画 (H21～H25): 252箇所 (50箇所/年)

第2次計画 (H26～H29): 263箇所 (66箇所/年)

第3次計画 (H30～R2): 222箇所 (74箇所/年)

(2) 令和7年度事業の概要

土砂災害を未然に防止し、県民の生命及び身体を守るために砂防関係施設の整備を推進するとともに、適切な維持管理に取り組んでいる。

【令和7年度砂防事業の概要】

区分	事業名	箇所名
公共	砂防事業	やまて 山手川（相生市）等 140箇所
	地すべり対策事業	やなぎたに 柳谷地区（神戸市北区） 1箇所
	急傾斜地崩壊対策事業	おくかねちか 奥金近(1)地区（佐用町）等 99箇所
県単	砂防事業	ふどうがたに 不動ヶ谷川（丹波市）等 24箇所
	急傾斜地崩壊対策事業	ふくずみ 福住(2)地区（神戸市西区）等 46箇所
合計		310箇所

【令和6年度に完成した事業】

〈砂防事業〉



〈急傾斜地崩壊対策事業〉



トピックス⑥

砂防関係施設の効果事例

土石流や土砂崩れが発生した場合でも、砂防関係施設が土砂を捕捉し被害を防止した。

・砂防堰堤の効果

土石流発生前



土石流発生直後



〔平成 30 年 7 月、おのがわ 宍粟市小野川〕

土石流発生前



土石流発生直後



〔令和 5 年 8 月、みそたにがわ 豊岡市味噌谷川〕

・急傾斜地崩壊防止施設の効果

がけ崩れ発生前



がけ崩れ発生直後



〔令和 7 年 2 月、ださか 豊岡市駄坂地区〕

(3) 六甲山系グリーンベルト整備事業

① 事業の概要

阪神・淡路大震災により六甲山地で山腹崩壊が多数発生したことを受け、「土砂災害の防止」、「無秩序な市街地の拡大防止」、「安全に自然と親しめる場の提供」等を目的として、樹林整備や砂防堰堤、斜面对策工の整備を行っている。

六甲山系の約1,600haの区域を対象に、国と県が分担して取り組んでおり、県は5地区約450haの整備を担当している。



② 令和7年度の事業内容

ブロック名	主な取り組み
武庫川ブロック	砂防堰堤設計、樹林整備
観音寺ブロック	樹林整備
中尾谷ブロック	樹林整備
塩屋谷ブロック	砂防堰堤工事、樹林整備、用地買収



塩屋谷ブロック（神戸市垂水区）
斜面对策工（R5年6月完成）



武庫川ブロック（宝塚市）
西山川堰堤工（R6年9月完成）

トピックス⑦

住民参加の森づくりの推進

グリーンベルト整備事業では、ひょうごアドプトを活用し、幅広い市民の参画と協働によって取り組む「住民参加の森づくり」を推進しています。

さくらもり

櫻守の会

設 立 平成11年4月
会 員 数 93名（令和7年4月現在）
活動内容 里山整備、
環境体験学習など



（４）砂防関係施設の老朽化対策（ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画）

砂防関係施設は土砂災害防止の機能を有する重要な社会資本であり、県民の安全・安心を確保するには、既存施設の劣化を防止し、所定の機能及び性能を長年にわたり維持・確保し続ける必要がある。

本県では平成27年度に「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に「砂防設備」、「地すべり防止施設」、「急傾斜地崩壊防止施設」の砂防関係施設を位置づけ、計画的に対策を推進している。以降、5年ごとに最新の点検結果と対策実施状況を踏まえて計画を改定しており、現在は令和6年度からの10箇年計画に基づき、引き続き着実に対策を推進している。

【ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（R6～R15）】（現計画）

施 設	10年間で取り組む箇所数	令和7年度の主な対策箇所
砂防設備	704	塩屋谷川（神戸市）【護岸工修繕】等 4 箇所
地すべり防止施設	16	
急傾斜地崩壊防止施設	134	薬師山地区（姫路市）【法枠工】等 15 箇所
合 計	854	

対策箇所の事例

急傾斜地崩壊防止施設 さんのう 山王地区（神戸市兵庫区）



既存対策施設（柵工）の老朽化により災害防止機能が低下（対策前）

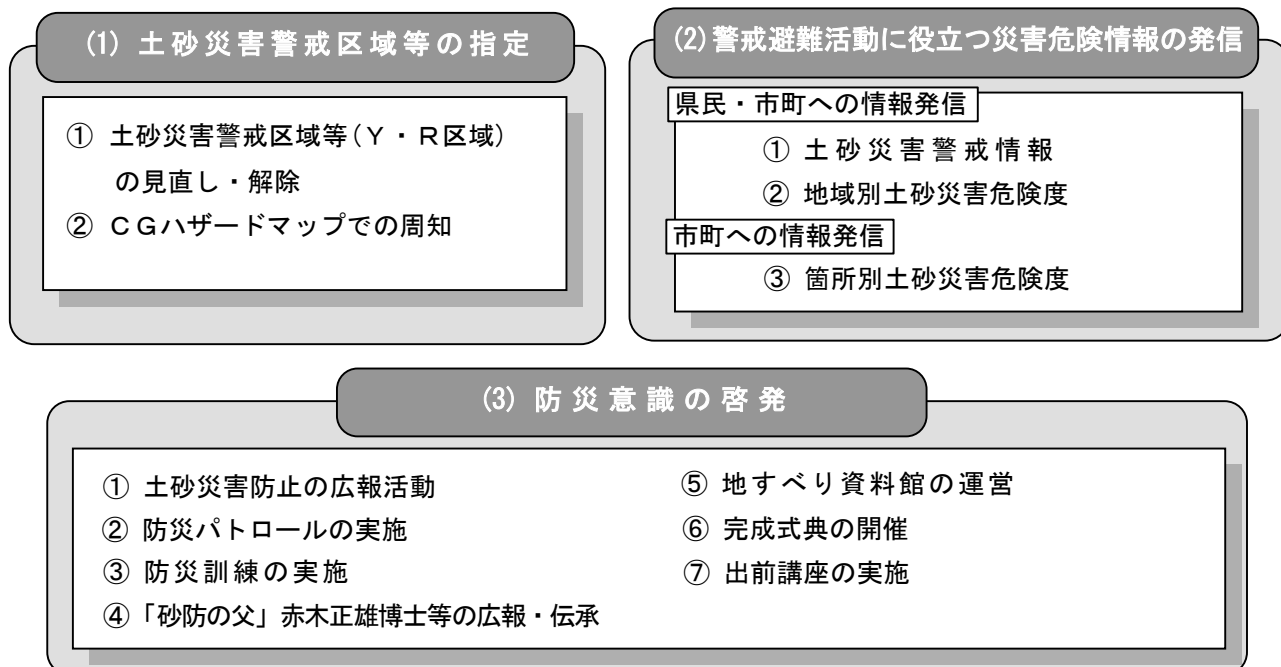


現在の基準に合わせ、法枠工に更新することにより災害防止機能を回復

3 減災のためのソフト対策の推進

土砂災害から人命を守るための避難活動につなげるため、(1)土砂災害警戒区域等の指定、(2)警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信、(3)防災意識の啓発等、「減災のためのソフト対策」に取り組んでいる。

【 ソフト対策の取組体系 】

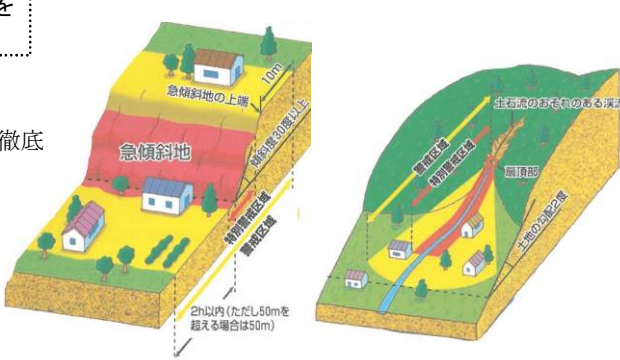


(1) 土砂災害警戒区域等の指定

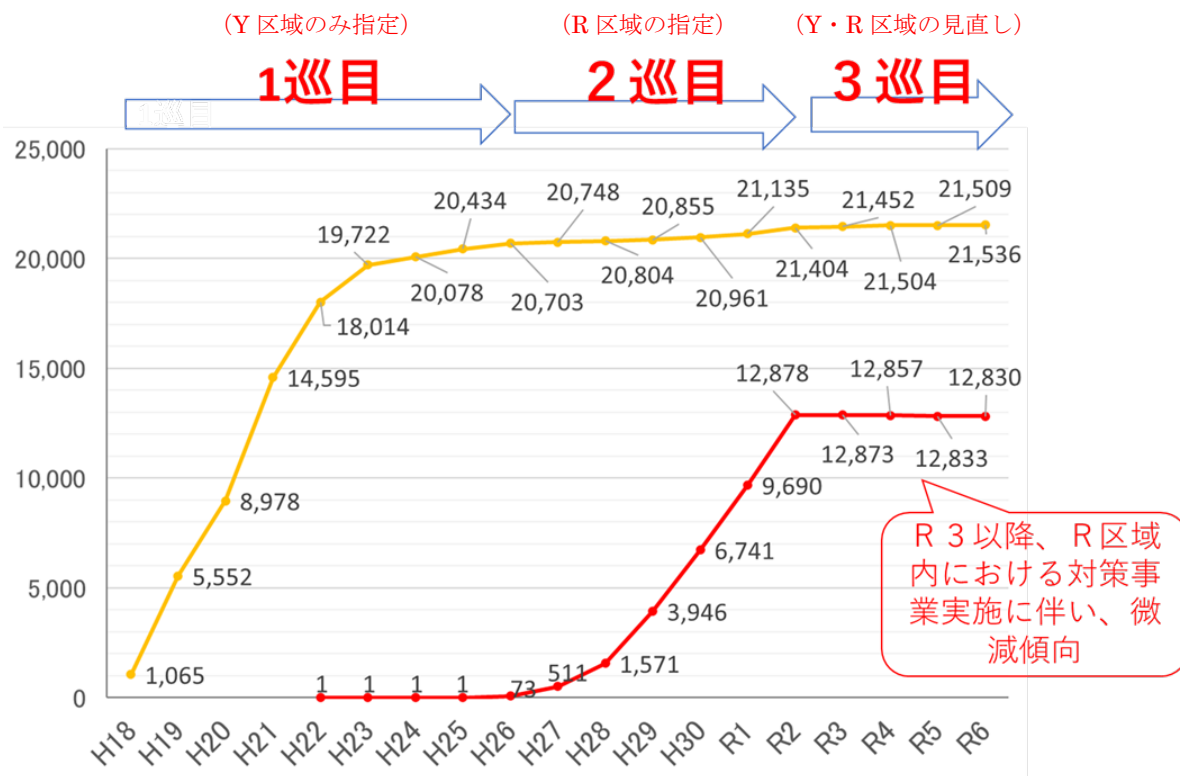
① 土砂災害警戒区域等（Y・R区域）の見直し・解除

Y・R区域の指定については、1巡目調査としてY区域のみを指定、2巡目調査としてR区域を指定し、令和4年度から3巡目調査として地形が改変された箇所などの区域の見直しを行っている。

また、対策工事が完了した箇所のR区域の解除に取り組んでいる。

土砂災害警戒区域（Y区域） 土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域 （効果） ・市町地域防災計画への警戒避難体制の記載 ・災害時要援護者施設利用者への情報伝達の徹底 ・土砂災害ハザードマップによる周知の徹底 土砂災害特別警戒区域（R区域） 一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域 （効果） ・宅地分譲等の開発行為に対する許可制 ・建築物の構造の規制 ・建築物の移転等の勧告	急傾斜地の崩壊 土石流  ※ 土砂災害の種類には「急傾斜地の崩壊」、「土石流」のほか「地滑り」がある
---	---

【Y・R区域の指定数の推移（R7.3末時点）】



トピックス⑧

急傾斜地崩壊対策事業の完了により、R区域を解除（神戸市北区）

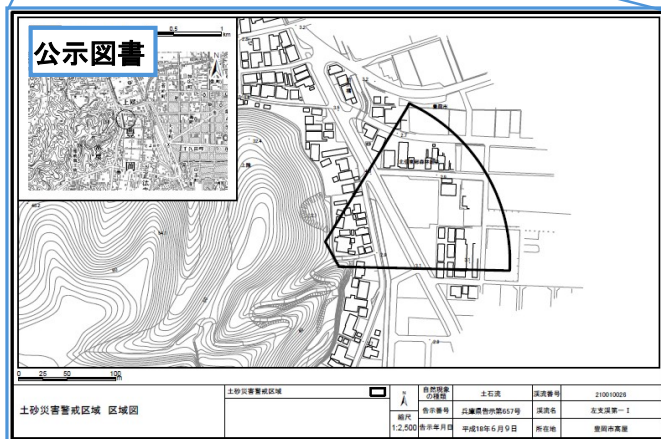
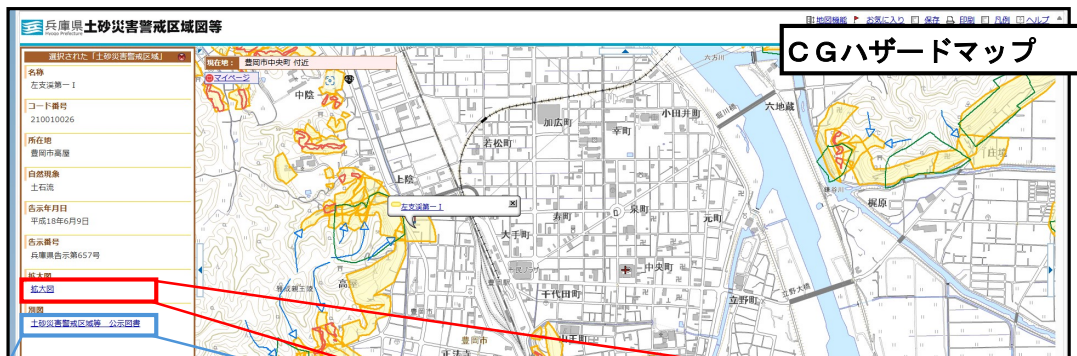
砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の完了によって安全度が高まった場合に、R区域の指定を速やかに解除している。



② CGハザードマップでの周知

指定したY・R区域については、CGハザードマップに掲載するとともに、公示図書（1/2,500）を閲覧可能としている。

さらに、指定後約20年が経過した区域もあり、住宅の立地状況等に変化があるため、令和5年度から背景図を最新の地形図に更新した「拡大図」も掲載している。



(2) 警戒避難活動に役立つ災害危険情報の発信

県民・市町への情報発信

① 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、大雨により土砂災害の危険度が高まった際に、雨量情報等を提供する気象台と警戒基準を定める県とが共同して市町単位で発表する防災情報で、市町には避難指示の発令地区の絞り込み、また、県民には自主避難の判断材料として活用されることを目的としている。

また、精度向上を図るため、最新の降雨データと土砂災害実績を考慮した基準の見直しを行い、令和6年5月から運用を開始した。

トピックス⑨ 発表基準の見直しにより、避難指示の空振りを回避

○令和6年11月1～2日の降雨

1 基準超過状況

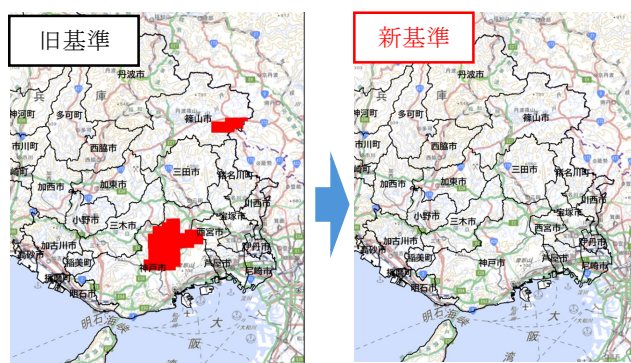
(1)旧基準 136 メッシュで基準超過（神戸市、西宮市、丹波篠山市）

(2)新基準 基準超過メッシュなし

2 土砂災害の発生状況 発生無し

3 精度向上の効果

避難指示の空振りを回避

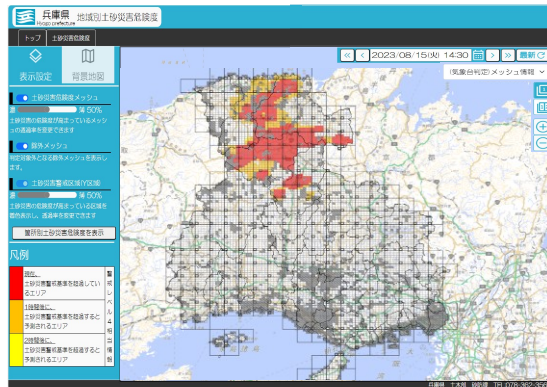


■ 基準超過メッシュ

② 地域別土砂災害危険度

「地域別土砂災害危険度」は、市町単位で発表する「土砂災害警戒情報」を補足することを目的としている。県内を細分化した1kmメッシュや土砂災害警戒区域を色分けすることにより2時間先までの危険度を表示し、県のホームページで情報発信している。

なお、土砂災害警戒情報の新基準の運用にあわせて、令和6年度にホームページをリニューアルした。



1 km メッシュでの情報提供画面



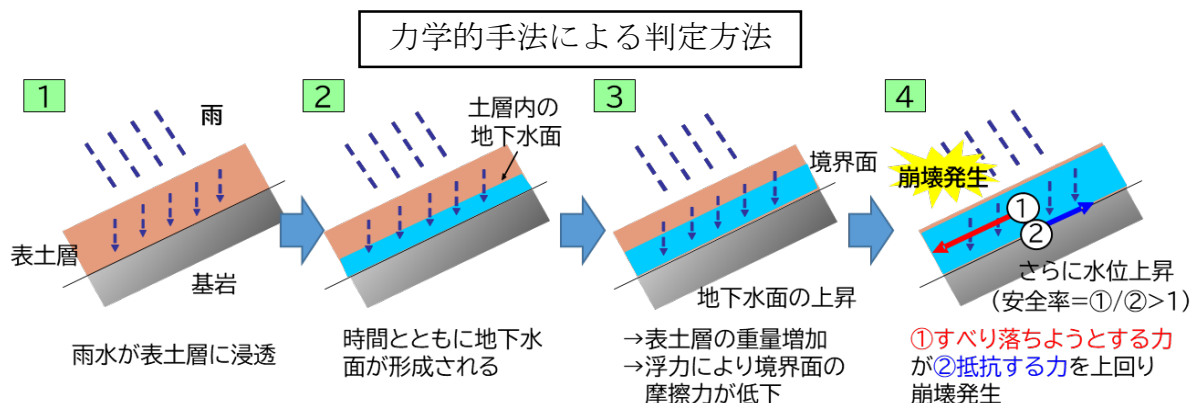
土砂災害警戒区域での情報提供画面

市町への情報発信

③ 箇所別土砂災害危険度

「箇所別土砂災害危険度」は、県と（一財）建設工学研究所が開発した独自のシステムで、斜面安定解析による力学的手法を用いて局所的な危険度を予測している。市町と県が共同出資してシステムを構築しており、現在、神戸市等14市町で運用している。

引き続き、過去の災害実績を踏まえた予測精度の向上を図るとともに、導入市町の拡大に取り組む。



運 用 中 ： 神戸市・西宮市・芦屋市・豊岡市・宝塚市（表六甲山系のみ）・三田市（14市町）
丹波篠山市・養父市・丹波市・朝来市・猪名川町・上郡町・香美町・新温泉町

(3) 防災意識の啓発

① 土砂災害防止の広報活動

土砂災害に関する県民の理解と関心を深め、防災意識の啓発や被害の防止を目的として、土砂災害防止月間（6/1～6/30）に、街頭キャンペーン等の広報活動を実施している。

併せて、出前講座等の防災教育への支援、小中学生を対象とした土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文の募集及び表彰を行っている。



地元での現地見学会（丹波市青垣町文室）



街頭キャンペーン（神戸市・JR元町駅）
（令和7年6月2日）

② 防災パトロールの実施

土砂災害防止月間に市町や消防など関係機関と合同で土砂災害警戒区域等のパトロールを実施している。



防災パトロール（丹波市）

③ 防災訓練の実施

各土木事務所で開催する「総合土砂災害対策推進連絡会」等において、市町に対し土砂災害に対する避難訓練等の積極的な取り組みを依頼し、令和6年度は、姫路市等20市町が避難訓練を実施した。（延べ約1.9万人が参加）

また、県・市町間でも毎年出水期前に土砂災害情報伝達演習を実施している。



避難訓練（姫路市）

④ 赤木正雄博士等の広報・伝承

「砂防の父」と呼ばれる赤木正雄博士等の県出身の著名土木技術者の広報や伝承のため、県・市・関係団体で協議会を設置している。

これまでに、豊岡市にある赤木正雄博士像の周辺に駐車場や案内標識などを整備した。



赤木正雄博士像



駐車場の整備

⑤ 地すべり資料館の運営

阪神・淡路大震災時の経験と教訓を踏まえ、震災で発生した土砂災害や土砂災害対策の必要性、防災等について周知・啓発するため、西宮市仁川百合野町地区の地すべり復旧跡地に、地すべり資料館を設置している。

(参考)

年度	来場者数
R5	6,677人
R6	6,444人



地すべり資料館 見学風景

⑥ 完成式典の開催

地域の安全・安心の向上を祝う急傾斜地崩壊防止施設等の完成式典を鈴蘭台北町(3)地区等で、地元自治会等により開催していただいた。



鈴蘭台北町(3)地区 完成式典

⑦ 出前講座の実施

工事中の砂防堰堤の保全対象である小学校で、土砂災害への備えや砂防堰堤の効果を理解してもらう出前講座を実施した。



たつの市立揖西西小学校
いっさいにし